

深谷市立川本中学校における盗撮防止等ガイドライン

令和7年9月 深谷市立川本中学校

1 目的

このガイドラインは、深谷市立川本中学校が、盗撮を未然に防止し、生徒、教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とします。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止、及び再発防止を徹底することを目的とします。

2 定義と対象

(1) 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為、及び盗撮目的でカメラなどの機器を設置する行為を指します(「5 関係法令」に基づく)。

(2) 対象者と対象場所

- 対象者: 生徒及び教職員並びに来校者
- 対象場所: 学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

3 未然防止対策

(1) 環境整備及び定期的な点検

- 環境整備:
 - 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行います。
 - 特に更衣室など、着替え等を行う場所については、仕切りやカーテンを設置するなどし、外部からの視線を遮断します。
 - 更衣室等の鍵の管理は、キーボックスでの保管など、適切に行います。

- **定期点検:**

- 日常的な点検に加え、管理職と職員がペアとなり、毎月チェックリスト（別添「盗撮防止にかかる定期点検票」）に従い、盗撮の危険性がないか点検を行います。
- 長期休業や学校行事（体育祭、文化祭など）の直前直後、水泳の授業前には臨時点検を徹底します。

(2)個人所有端末の利用制限

- 教職員は、個人所有のスマートフォン等を生徒の活動場所へ持ち込むことを原則禁止とします。
- 学校所有の機器を利用して生徒等を撮影する場合は、管理職の許可を得た場合に限りします。
- 撮影したデータは所定のフォルダで管理し、機器内のデータは速やかに削除します。

(3)来校者への協力依頼

- 全ての来校者に対し、事務室等での記名を求めます。
- 来校者が生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーに十分配慮するよう協力を求めます。
- 必要に応じ、立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど立入りを制限します。

(4)教職員・生徒への研修と指導

- **教職員研修:** 不祥事防止研修プログラムに則った研修を適時適切に行い、「児童生徒性暴力防止法」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底します。
- **生徒指導:** 授業等を通じて、スマートフォンの管理の重要性、盗撮の違法性・被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行います。
- 生徒には、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えるよう指導します。保護者にも指導内容を周知し、協力を求めます。

4 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、**迅速に警察へ通報**するとともに、被害者の保護など適切な処置を行います。

(1) 被害生徒の保護と支援

- 盗撮されている状況にある場合は、直ちに**被害生徒を現場から退避**させます。
- 被害生徒(及び保護者)に速やかに連絡を行い、状況を確認します。
- 被害者には**カウンセリング**や**心理的サポート**を提供します。
- 盗撮画像や動画が SNS などで拡散されている場合は、プロバイダーなど関係機関に**削除に関する相談**を、生徒及び保護者と連携して行います。

(2) 警察への通報・連携

- 迅速に**管轄の警察へ通報**します。
- 警察の指示を受け、被害者等から被害状況等を聴取し、**証拠(映像、機器等)**を**保全**します。
- その後の対応については、被害生徒、保護者等と相談し、警察と連携して進めます。

(3) 教職員・生徒が加害者の場合

- 教職員が加害者:**
 - 深谷市教育委員会へ速やかに報告を行います。市教育委員会は事実確認を行い適切な処置を行います。
 - 保護者及び生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行います。
- 生徒が加害者:**
 - 深谷市教育委員会へ報告を行います。
 - 加害生徒の保護者に速やかに連絡を行います。
 - その後の指導・対応については、警察と連携して行います。

5 参考

(1)関係法令

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
- 埼玉県迷惑行為防止条例
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 個人情報保護に関する法律

(2)相談先

埼玉県教育委員会

- 教職員コンプライアンス相談ホットライン: 048-830-6629
- 学校電話相談: 048-830-6737

深谷市教育委員会

- 深谷市立教育研究所: 048-572-9456
- 学校教育課: 048-572-9578

性暴力等犯罪被害に関する相談窓口

- アイリスホットライン: 0120-31-8341